

Q&A

Q どのような農地でも受け付けてもらえるのですか？

A 市街化区域以外の農地が対象となります。

Q 貸付希望申込書を提出したら必ず借りてもらえるのですか？

A 農地の受け手が見つかりましたら農地をお借りすることになります。

Q 契約までどれくらい時間がかかりますか？

A 受け手が見つかってから促進計画が認可・公告されるまで、書類に不備等がない場合、およそ3～4ヶ月が必要です。

Q どのようにして借受者を決定するのですか？

A 地域毎に作成された「地域計画」に基づき、借受者を決定します。
なお、地域計画が作成されていない地域では、市町村が作成する「促進計画（案）」に基づき借受者を決定します。

Q 農地を貸したり借りたりするのに手数料はいりますか？

A 農地中間管理機構において、農地を貸したい人と借りたい人の意向確認など調整を行い、農用地利用集積等促進計画を作りますが、手数料などは一切かかりません。

お問い合わせ先

奈良県農地中間管理機構
公益財団法人
なら担い手・農地サポートセンター

〒634-0065 橿原市畝傍町53番地

TEL 0744-21-5020
FAX 0744-29-8125



HP <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>



なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用ください。

奈良の農地を 元気にしたい！

田んぼや畑を

「貸したい方」や「借りたい方」は、是非ご相談ください。
お手伝いさせていただきます。



農地は、奈良県の農業を守り、県民の暮らしを支える大切な財産です。
農地の効率的利用を図り、農業の生産性を向上させるため、公的機関である「なら担い手・農地サポートセンター」では、農地を貸したい農家の皆さまから農地をお借りし、規模拡大などをしたい農家にお貸しする事業を行っています。

奈良県農地中間管理機構
公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター

農地を貸す人(出し手) のメリット

公的機関だから安心

公的機関に預けるので安心です。

契約期間満了後は農地を返却

契約期間が満了したら、確実に農地が戻ります。

賃料は確実に振込

有償の場合、
機構から毎年12月に確実に振り込まれます。

税金の優遇措置が適用

所有するすべての農地（10 a 未満の自作地を除く）を
機構に貸し付けた場合、固定資産税が 1/2 に軽減されます。
（農業振興地域に限る）
（10 年以上の貸付は 3 年間、15 年以上の貸付は 5 年間軽減）

出し手さんと受け手さんの 要望を調整してマッチング

- ・引退を考えている
- ・後継者がいない…
- ・農地を相続したけれど…

等お悩みの方

農地を貸したい方
(出し手)

なら担い手・
農地サポートセンター
(農地中間管理機構)

農地を借りたい方
(受け手)

地域のメリット

機構集積協力金の交付

要件を満たせば、地域に協力金が交付されます。

農地を借りる人(受け手) のメリット

公的機関だから安心

公的機関から借りるので安心です。

契約手続きが一本で済む

農地の出し手が複数いる場合でも、
手続きは機構とだけです。

賃料はまとめて支払

有償の場合、農地の出し手が複数いても、
賃料の支払先は機構だけで、
支払は毎年11月末日頃の1回で済みます。

■ 出し手の相続は機構で対応

農地の出し手に相続があっても、
出し手と機構で契約変更しますので、
受け手は何ら手続きする必要はありません。

農地を貸したい場合

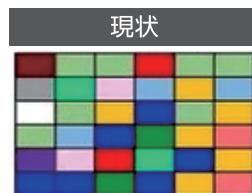
貸付希望申込書を提出してください

申込書は、機構・市町村の担当窓口にあります（機構ホームページからもダウンロードできます）。機構または市町村の担当窓口にご提出下さい。

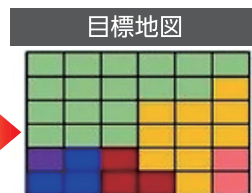


※地域計画

地域の話し合いに基づき、当該地域の将来の農業のあり方や目指す農地利用の姿を明確にするもので、市町村が策定します。



多くの耕作者が
バラバラに利用



目標地図に位置づけられた
耕作者に集積・集約

促進計画(案)の作成[市町村]

※「地域計画」が策定された地域では、市町村が目標地区に基づき促進計画（案）を作成します。

《「農用地利用集積等促進計画（促進計画）」作成の流れ》

促進計画とは、機構が農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に作成する計画で、都道府県知事（一部の市町村では市町村長）が認可・公告することで、権利設定等の効力を生じます。

農業委員会の意見〔農業委員会〕

市町村は、「促進計画（案）」に対する農業委員会の意見を聴取します。

促進計画を定める[機構]

促進計画の認可・公告〔奈良県（市町村）〕

農地を借りたい場合

借受希望申込書を提出してください

申込書は、機構・市町村の担当窓口にあります（機構ホームページからもダウンロードできます）。機構または市町村の担当窓口にご提出下さい。

[illegible]